

第十九回国 参議院大蔵委員会會議録第二十八号

昭和二十九年三月二十九日(月曜日)午後二時十分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
理事 藤野 繁雄君
委員 小林 政夫君
青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
白井 勇君
安井 謙君
山本 米治君
土田 國太郎君
前田 久吉君
三木 與吉郎君
成瀬 幡治君
野澤 勝君
東 隆君
堀木 謙三君

政府委員

大蔵政務次官 植木 庚子郎君
大蔵省主計局次長 正示 啓次郎君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
農林省農林経済局長 小倉 武一君
食糧庁長官 前谷 重夫君
事務局側
常任委員 木村 常次郎君
常任委員 会専門員 小田 正義君
常任委員 会専門員 小田 正義君

本日の會議に付した事件
○食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。
食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を行います。

○小林政夫君 二十九年度の食糧の需給について教量的に説明してもらいたい。

○政府委員(前谷重夫君) お答え申し上げます。食糧の需給計画につきましては、御承知のように二十九年度と、二年度の計画があるわけでございまして、二十九年度につきましても、予算で御審議願っておりますように、本年の十一月までは二十九年度と、本年の十一月までは二十九年度といたしまして、内地米につきましては二千五百万石を輸入する。それから輸入につきましては百五十三万トンの輸入計画で進んでおるわけでございまして、二十九年度におきましては、二十九年度産米、つまり三十年度産米の需給につきましては、二十九年度産米は平年作の場合におきまして、過去の実績からいたしまして、政府が集荷し得る数量を二千七百万石と押えておるわけでございまして、この二十九年度産米の後半と三十年度産米の前半との両者を合わしまして、輸入につきましては米につきましては百四十五万トンの輸入をいたすと、こゝろで計画を進めておるわけでございまして、

は、現在、政府が国内産につきまして買入れておきます数量は、三月二十日現在で千九百七十五万石ということになっておるわけでございまして。
○藤野繁雄君 今、小林委員の質疑に對して、現在千九百七十五万石という話であります。千九百七十五万石に對する残りはどういうふうな方法で供出される御予定であるか、対策を伺いたいと思つております。

○政府委員(前谷重夫君) 二十九年度におきましては、二十八年度産米の買入れでございますが、只今申上げましたように、三月二十日現在では予定の目標に達しておらないわけでございす。我々といましては、この集荷につきましては、各府県と府県の需給計画、及び府県の買入れ計画を具体的に各府県別に話し合ひをし、協議をいたしておるわけでございまして、この計画に基づきまして二千万石を達成したい。その方法といたしましては、先般も、いわゆる匿名供出制度を法によりまして、代表者供出制度をとつておるわけでございまして。又集荷の面におきましては、二十八年度の予算に計上いたされております集荷奨励金を、先般決定いたしました。これにつきましての実施を圖つておると同時に、関係農業団体にいろいろ協議いたしまして、農業団体方面におきまして、この達成のための御協力を願つておると、こゝろの状態でございます。ただ御承知のように、最近におきまして、集荷の足取りが減つて参つた

わけでございます。つまり二月におきましては約三千万石程度の買入れしかなかったわけでございまして、三月に至りますと二月の各旬別の成績よりもだんだん上つて参つておる。同じ、同時に我々といましては各府県に個別に伺ひまして、そうして各府県にこれが確保に對していろいろ御協力を願つておりました。現在の状態でございます。すると、各府県におきましても、それぞれの需給の事情もございまして、目下、一時中だるみになりました。最近におきましては、この集荷につきましての督促を更に力を入れてやつて頂いておると、こゝろの状態にあるわけでございまして。

○藤野繁雄君 そりしますと、予定の二千万石は集荷できる見込みでありますか。如何でございますか。
○政府委員(前谷重夫君) 予定に對しては、百万石以上の数量がまだ残つておるわけでございまして、これにつきましては我々としても是非この目標を達したいということ、具体的に各府県の当局と目標を新たに決めまして、この促進方をお願いいたしておるわけでございまして、是非一つの目標を達成したいというふうに考へております。

○小林政夫君 二十九年年度の食糧の予算ですが、これは予算委員会でも当然検討があつたでしょうが、いろいろ報奨金額は基本米価に織込むようにする、こゝろの方針だということなんです。実際の予算はどういうことになって

成されておるのですか。今提出されておる予算は。
○政府委員(前谷重夫君) 二十九年年度の予算といたしましては、御承知のように、二十八年度におきましては、米価は、基本米価と供出完済奨励金、超過供出奨励金、早場奨励金と、それに昨年度の減収に基きます減収加算額と、この形で組まれておるわけでございまして、二十九年度におきましては、国内の食糧買入費といたしましては、基本米価を一昨年度と同様、つまりパリティが現在の状態といたしましては、九月におきましてはパリティの状態が判明いたしませんから、二十八年度と同様ということに考へまして、それから超過供出につきましては、二千七百万石のうち、四百万石を超過供出というふうに考へまして、あとが基本供出という、この割合で国内食糧の買入れ費の中に一本で計上いたしております。ただ、早期供出奨励金につきましては、二十九年度産米の作柄も明白でございまして、二十八年度に当初計上いたしました八十一億を、そのまゝ二十九年度におきまして、これを計上いたしておるということになつておるわけでございまして。予算面におきましては超過供出奨励金の六億七千五百万円は、これは二十八年度産米で四月以降に買入れるものを二十五万石と、その当時予定いたしまして、その分だけを計上いたしたわけでござい

○土田國太郎君 先ほど伺つた二十九

が、この二十九年度におきまして

はないので、食糧庁長官に農業政策上においてどうだといっているのです。少くとも成るほど各目価格においては八千七百九十五円というものは、農家手取価格としては同じであつても、今度基礎控除その他の控除が上りますから、前年度並みの免税がなかつたとしても、そういう報奨金等については免税がなかつたとしても、一般的に税をかけるられる、二十八年度の税制による税金によるよりは手取りはふえるけれども、各種奨励金が免税措置を受けておつたものがなくなれば手取りは減るのです。それでいいのかというのです。

○政府委員(前谷重夫君) 食糧政策上、農業政策上の問題に関するお話でございますが、実は二十九年産米の価格につきましては、従来から、その価格の算定方式、現在はパリティ方式に基いて算定いたしておりますが、その算定方式及び現在価格構成が各種の奨励金によつて組立てられておつて、手取価格が判明しない、こういうふうないろ／＼な点が各方面から指摘されておるわけでございまして、我々いたしましては二十九年産米の価格の建て方につきましては、検討いたしておるわけでございまして、その価格の建て方と関連いたしまして、只今御指摘の免税の点等につきまして、農業政策の面、食糧管理制度の面、併せて検討いたしたいと、かやうに考えておるわけでございまして。

○小林政夫君 検討するといつたつて、少くともこういう予算を出すときに、それは大蔵当局、主税局とか或いは主計局は蔵入を確実に見るという態度でまだ許せるけれども、政府全体として考えて、特に農林当局として

は最も問題の米価に関する問題である。而も食糧増産のためにいろいろな各種補助金等も出る、或いはというふうな問題で、農家の手取りがどうなるかという問題は最も基本的な問題なので、それは特に税法関係でかなり左右される面があるのですけれども、予算書にはつきり、本年度は、各種報奨金は、成るべくそういう積み重ね方式はやめて、基本米価一本で行くのだ、こういう方針を打出しておきながら、それじやもう税金はかかつてもいいのですと、その代り税法上その手取りの減る分は物価も下るだろうというふうなことで、実質的な農家所得は前年度と交りがない、或いは殖えます、という、こういう説明をするならまだわかるけれども、その他については未定であつて、而もお聞きしてみると、食糧庁長官自身が時限立法であつたかどうかという記憶がないような状態では、甚だ心もとないじゃないか。非常にそういう点がゆるがせにしておいて農業政策というものが立ちますか。

○政府委員(前谷重夫君) お答え申し上げますが、この予算書におきましては、価格の建て方をどうするということとは、いろいろな点を検討いたさなければなりませんので、買入費として掲げておるわけでございまして、その算定の基礎として現状の形を踏襲いたしておるわけでございまして。従いまして、この価格自体の形成方式と申しますか、それにつきましては、本年度の作柄の事情、又、食糧管理の点につきましてもいろいろ改善を要する点も指摘されておりますので、そういうふうな各般の事情と関連いたしまして検討して参りたい。こういう考え方を以ちま

て本年度と同様の形を計上いたしたわけでございます。御指摘のような点は、勿論農業政策上重要な問題でございます。米価の形成の方式、それから食糧管理の改善というふうな、そういう面からして、併せて検討いたしたいと、かやうに考えているわけでございまして。

○小林政夫君 今の食糧管理の方式等について、一応全面的な再検討をする、これは三党の予算修正の際にも了解事項として挙げられておるようですが、我々も兼ねて従来の通りの体制で行けば食糧会計はともまかなつて行けなくなるのじやないかということも考へておつたのですが、その抜本的な食糧管理方式の改変ということについて、まだ案が固まつておりませんけれども、方向としてはこういう方向で考へてみたいという考へがあるのじやないかと思つたのですが、その点はどういふふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(前谷重夫君) この食糧管理制度につきましては、食糧の需給の面、それから集荷の面、配給の面、まあ価格との関係、財政との関係、非常に広汎な範囲に関連するところが非常に多いわけでございます。現在食糧対策審議会を設けて、各方面の御意見も伺つておるわけでございまして。現在の食糧対策協議会におきまします問題は、集荷の面、配給の面、価格構成の面、それからその他財政一般に通ずる関連事項を問題点として整理をいたしておる段階でございます。更にこの委員会の御審議とも並行して、我々としても関係省なりその他ともいろいろな点において検討する点が多々あるわけでござ

いますので、具体的にどういふ方向でということにはまだ固まつておらないこととございまして、各それぞれの点につきまして関連の事項とも関連いたしまして、検討して参りたいというところでございまして、まだ基本的にとりかかるといふ結論を持つていないわけではございません。

○小林政夫君 そうすると、この食糧管理特別会計の期末の手持食糧が、二十八年度末、即ち本年の三月三十一日末と来年度の三月三十一日末において、これは予想になるのですがこの予算書の通りでやるとして、どういふふうになりますか。

○政府委員(前谷重夫君) 期末の点につきましては、二十八年度末の集荷の状況と、それから二十九年度末、三十米穀年度におきまします状態と、非常に異なつておるわけでございまして、三十米穀年度、本年の二十九年度末の作柄を普通の作柄ということ考へておりますので、そういう点から考へますと、本年三月末よりも明年三月末の手持ち食糧は増加するといふふうに考へておるわけであります。

○小林政夫君 それでは、そういう作柄とか何とかいうことは関係なしに、関係なしということはないのです。今提案されておる予算書の通りに行つたとして、二十八会計年度末の手持ち食糧の量、従つてそれを現在の簿価で換算し、この予算で見積られておる価格で換算する。そして二十九年度末のこの予算書で予想されておる手持ち在庫食糧の量とその価格、これは二十八年度現在の価格で見積つて……その評価を変えちゃいけませんよ。同じ価格で行くとして、どうなるのか。要

するに期首在高と期末在高とがどういふふうになるのか。

○政府委員(前谷重夫君) この二十九年四月の期首の關係は、これは内地玄米につきまして、これは内地玄米、外米、それから農産物等があるわけでございますが、この内容を申し上げますと、一例を取つて申し上げますと、内地玄米につきましては四月一日の在庫が百七十二万七千トン、こういうふうな押えておるわけでございまして、明年の三月三十一日の在庫でございまして、二百二十万三千トン、かやうに押えておるわけでございまして。それから単価につきましては、現在の簿価は標準原価主義をとつておるわけでございまして、二十九年度四月一日の内地玄米について申し上げますと、これは買入元原価主義によりまして、トン当り六万七千九百九十三円ということになっておるわけでございまして。この価格に對しまして、三十年三月三十一日の原価を一応六万七千七百六十円と考へております。これは売却簿価によつておるわけでございまして。と申しますのは、先ほども御指摘もございましたが、奨励金等は二十八年度においては別建にいたしておるわけでございまして、二十九年度におきましては、奨励金等も含めた一つの価格を一応予算上予定いたしておりますので、その關係上、只今申上げましたような結果になるわけでございます。そのほか、外米、内麦、外麦、それから甜菜糖、甘藷、馬鈴薯というふうなものを全部金額換算をいたしまして、二十九年度の四月一日におきましては千七百八十八億程度になるわけでございまして、明年におきましては、千八百九十四億程度に

推定をいたしておるわけでございます。

○小林政夫君 その二十九年度の期首と期末との、今、内地支米についての単価のお話がありました。輸入食糧等についてはやはり同じ価格で計算をしておりますか。

○政府委員(前谷重夫君) 輸入食糧につきましても、現在の売却価格と手持ちの評価との問題でございますが、つまり売却価格の場合におきましては違いがございせんが、輸入食糧の値下りがございますると、値下りと申しますか、買入の外国食糧が値下りいたしましたために、買入れ原価が低くなりますと、おのずから年度末におきまます評価を、原則として原価主義によつてやつておりますので、その点での違いが起つて参らうかと思ひます。

○小林政夫君 今の内地支米についての期首期末の単価の違いというのが、各種報奨金の入れ方によつた違いだといふふうに聞いたわけですが、この期首の六万七千九百三十三円、期末の六万七千七百六十円、トン当り七千円違ひ。そうすると、石に直すと約千円ぐらゐ違ひわけですが、そういう各種報奨金を期首の内地支米の単価には当然織込んで然るべきだと思ひのだけれども、どうして織込まないのですか。

○政府委員(前谷重夫君) これは經理上の操作の問題でございますが、一応在庫の評価をいたしましては、売却価格で評価いたします場合と、買入れ原価で評価いたします場合と、二通りのやり方があると思ひますが、一応昨年度から買入原価で評価するといふ建て方をとりまして、一方におきまして、損益計算におきましては、そ

う奨励金等も別の形で、在庫の評価としてではなくて、別の形で計上するといふ形にいたしておりまして、在庫評価にそれを一本価格ではないといふ形にいたしておるわけでありませう。

○小林政夫君 そりすると、報奨金等は、集荷費用といふか、むしろ管理費用的なものに見て、經理上をどう見ているといふことですか。そりだと厳密な資産比較はできないが、私が今お尋ねしたゆゑは、二十九年度においては可成り資産の食いつぶしをやるんじやないかといふことを見たかつたわけですか。従つて今の数字だけではそりといふことの比較にはならないのでありませう。それでは、その点は又後日お尋ねするとして、予算で予定された二十九年度の百三十一億六千二百萬円の欠損、及びこの予算書における二十八年度の欠損の八十九億八千四百萬円、合計二百二十億という欠損はどうするつもりなんですか。主計局のほうと両方でお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(前谷重夫君) 先ず前年度よりの繰越し損失でございますが、この八十九億の損失、これは予定損失でございますが、これは実は形式上の損益になつておりました。食糧特別会計におきましては百億の予備費があるわけでございます。予備費を一応損失に立てておきますので、従ひまして二十八年度におきままする損益におきましても、百億の予備費が、現実に使つておりませんけれども、一応予定損益といたしましては支出の面に立てておきますので、その分が支出されないので、それが損失に立つわけでありませう。従ひまして実質的な形から申上げ

ますると、百億と八十九億との差額の約十一億ぐらゐが現実の決算といたしましては繰越し益として出て来るわけでございます。それから本年度におきましても同様に百億の予備費がこの百三十一億の中に入つておるわけでありませう。で、本年度におきままする百三十一億の損失のうちで百億は、これは予備費の關係から参つておるわけでございます。それから、あとの三十一億につきましても、実質上これは損失にはなりませんで、食糧特別会計におきましても、一般的に碎米等に對する売却或いは延納金利等の収入、こ

ういふものが雜収入として掲げて入つて参るわけでございますが、これが今後の実施上の面からいたしまして明確な予定が立つておりませんで、そりいふ面からいたしまして補つて参りたい。と申しますのは、一応現在の食糧特別会計の麦の点につきまして、二十八年度におきままする麦の買入価格、それから売渡価格といふことをそのまま踏襲いたしておるわけでございます。これは御承知のように、麦につきましても、食糧管理法に基きまして、それ／＼の価格の算定の方式がございませうが、一応予算面におきましては、パリティ等も五月のパリティも見當がつかませんし、又、作物等も明確でございますので、前年度の買入価格、売渡価格を想定いたしまして、又同時に買入れ数量等につきましても、前年度と同様の数量を計上いたしておるわけでありませう。従ひまして、それからいたしますと、形式上その間におきまして、買入れ数量の高にもよりませうが、前年度通りといたしますと、二十五億ほどの欠損が出

て来る見込みになるわけでございますが、これはその額が決定いたしませんのと、同時に、先ほど申上げました雜収入によりまして実際上は損失を生じないやうに考へておるわけでございます。

○小林政夫君 そりすると、おつしやの趣旨は、二十九年度の特別会計は予定損益計算書であつて、而も二十八年度もまだ決算をしてない。予定損益計算に基いておる。そこで予備費百億が兩年度において二百億になる。従つて合計二百二十億の一応欠損といふことにはなるけれども、実際には二百二十億マイナス二百億で、二十億ぐらゐの赤字だ。これはなんとかやれるんだ。こりいふ御答弁と了解していいですか。

○政府委員(前谷重夫君) 大体さやうでございますが、あとの予備費のほかに、この以外のものは、先ほど申上げました麦の關係でございます。麦の關係は政府の買入れ数量如何によつて、非常に変動いたすわけでございます。先ほど申上げました碎米等の關係、延納等の關係によつて、大体その収支が合ふといふ見込みでおるわけでございます。

○小林政夫君 一応これで……

○藤野繁雄君 新聞や何やで配給辞退が大分多いという話であります。或いは内地米の配給辞退もありませんか。又、内地米の配給辞退があるとしたならば、その数量はどのくらいですか。

○政府委員(前谷重夫君) 本年度に入りまして、十一月から二月までの状態を調べたわけでございますが、配給辞退が大體六万トン程度になつておるの

でございます。そのうち大部分が外米でございます。極く少量内地米があるわけでございます。この配給辞退は、御承知のように農家配給も転落農家につきまして配給いたしておりませう。で、東北地方において幾分さういふ状態が見られるかと思ひます。

○藤野繁雄君 そりすると、東北地方においては内地米の配給辞退も幾分ある。内地米の配給辞退が幾分あるといふことは、農家が購入ができないからといふ意味でございますか。或いは何かそこに理由があるのございませうか。

○政府委員(前谷重夫君) この配給辞退の原因は、いろ／＼調べておるわけでございますが、御承知のように我々もいたしましては、農家配給等につきましても、その生産状況からいたしまして、転落農家が保有米を食つたあとには配給をしなければならんといふことになる。この時期等につきまして、具体的にい／＼農協と打合せて計画を立てるわけでございますが、その後各種の事情で、そりいふ面におきままする配給の辞退も考えられます。と同時に、東北地方におきまして、特に農村に接した地域におきままする消費者等におきましても、親戚等の關係、いろ／＼な關係事情がございませう。配給辞退が起つておるものが極く少量あるわけでございます。この原因は、非常に農家が苦しい場合、或いは消費者が苦しい場合といふやうな關係よりも、いろ／＼な事情があると思つております。その内容の内訳につきましても、どういふ原因で配給辞退が起つたかといふことにつきましては、詳細に

まだ調べておられないわけでございます。

○藤野繁雄君 今、政府で決定しておられるところの米食率を考えて見ますと、或る地方は二十一日であるし、或る地方は例えは十八日である。或る地方は例えは内地米が七日である。こういうふうに米食率が非常に異なっているという事は、どうも面白くないような感じがするのであります。最近の国際收支改善に関する総合政策というふうなものを検討しておられるようでありませんが、経費の成案によつて見ますると、配給率というものは、米食率といふものは全国同一にすべきである、こういうふうな方針をとつておられるようでありませんが、現在の内地米の区々であるところの配給率、特に七日と二十一日というふうな極端な配給率を変えて、七日といふようなものは、或いは八日或いは九日といふようなことにするような御意思はございませんか。

○政府委員(前谷重夫君) お答え申し上げますが、方向といたしまして消費者に対する関係におきましては配給をできるだけ均衡を図りたいといふことは考へておるわけでございますが、これは藤野委員も御承知のように、県内におきますそれ／＼の個人的関係が相当あるわけでございます。この集荷の面からいたしますと、そういう方面に主として、これは生産地で、集荷なり、或いは県外に搬出する量の多い県が配給日数が多い形になつておりますが、これを切下げますと同時に、それが供出の面に響く点も非常に問題があるわけでございます。我々としてもその供出面と睨んで慎重に

対処しなければならぬことを考へておるわけでございます。御趣旨の点はそういう方向にあるべきだといふことは我々も考へておるわけでございますが、具体的にこれをどういふふうに進めて参るかといふことになりまして、供出の関係とも関連して考へて参らなければならぬ。同時に、その地帯は主として単作地帯でございますので、麦の農家消費の問題、或いは消費者に対する麦の供給というふうな面とも関連いたしまして検討して参らなければならぬと、かように考へておるわけでございます。

○藤野繁雄君 この年度の改正では、検査の問題で、農産物検査印紙で済むことになつておりました。今資料として配付された農産物検査法の一部を改正する法律案の提案理由によつて見ますと、第二のところで農産物検査印紙の売却き人を選定するといふことになつておりますが、どういふふうな者を売却き人に選定せられる御方針でございますか。

○政府委員(前谷重夫君) 従来収入印紙で検査料を納付せしめておりましたのを、特定の証紙で納付せしめることにいたしましたのは、これは検査の關係と検査を円滑に遂行して行くという立場から、そういうふうなことにいたしましたのでございます。従いまして、この趣旨からいたしました検査に最も關心を持ち、それから米の集荷なり供出に關係のある所がそういうものを取扱うことが最も望ましいわけでございますので、我々としたしましては、末端におきまして、主として農協系統関係、農業協同組合等がこれを取扱うことが

適当ではないかと考へております。ただ従来収入印紙を取扱つておりました販売店等もその希望があり、同時にその地域等によりまして、そういうものも併せて考へて参つたらどうかといふふうな考へております。

○野澤勝君 只今議題になつております食糧特別会計一部改正法律案でございますが、これは主に農産物の検査費渡し代金等々を中心にしての改正法案でございます。特に食糧特別会計法は食糧全体に關連を持つておりますので、私はこの際、輸入食糧の点について少しお伺いしてみたいと思つて、この輸入食糧でございますが、政府当局の食糧行政がまつたく私にはわからぬのであります。と申すのは、一体、昭和二十八年年度の食糧の供出状態及び輸入食糧等を入れた総合供給の状態、こういう点が毎日々々の新聞にやつて来ると、それは私は、米といふ字は八十八といふ字を書くから、複雑なことはよくわかつてはいるのだが、併しその都度その都度、この需給の状態が變つたんでは、誠に不安でたまらぬと思つた。ところが最近食糧行政を見ると、何だか米が余つてでもいるのかのごとく、輸入食糧のほうの金は削つてしまひ、輸入食糧のほうの金を削るかと思つると、今度はそれ／＼の国内の食糧増産にでも予算が充てられるかと思つると、これも又、削つておる。一体どこから、猿飛佐助や霧隠才蔵じやあるまいし、どんな忍術で米ができるのか、さつぱりわからぬ。はてな、おかしいなと思つて、今度は人造米、その人造米の会社を作つて、周東英雄、安本長官だかアンボンタン長官だか知らんけれども、それを社長にして政府が

助成して行くという。今度はそれがどこかに消えてしまふ。實際こんな不可解な食糧行政はないと思ふ。特に前谷食糧庁長官などは誠実な人でございまして、最近食糧庁長官になつたばかりでございますから、こういうことは余り言ふのもどうかと思つて、その言ふかといつて保利茂君に言つてみたところ、アンボンタンでわからんし、事務局のあなたが一番おわかりになると思ふ、手ごたえがあると思つて、申し上げるのでございますが、一体、最近の食糧の需給状態をこの際お聞かせ願ひたい、輸入食糧も併せて。

○政府委員(前谷重夫君) 只今の野澤先生の、食糧需給計画がその都度いろいろ変更があると、こういう御忠告であります。我々としたしましては、二十九米穀年度につきましては当初いろいろ検討いたしまして計画を立てたわけでございます。この計画に基づきまして二十九米穀年度はこれを遂行して参つておるわけでございます。で、二十九米穀年度におきます需給計画は、御承知のように、内地米の収買を二百五十万石、それから外米の輸入を百五十万石、こういうふうな押えまして、そして計画を立てまして、これに基づきましてその目標を達成するよう努力いたしておるわけでございます。ただ内地米につきましてはまだその目標額に達しておらないわけでございますが、これは府県別にそれ／＼これに達成いたしますように目標を立てまして、府県当局の御協力を得てこれに邁進いたしておるわけでございます。輸入計画につきましては、この既定の百五十三万石に對しまして、二十八會計年度の下期、つまり十一月か

ら三月までの状態といたしましては、百五十万石を到着せしめるように計画をいたしておるわけでありまして、その残りのものにつきまして、二十九會計年度の上期におきましてその残量を到着せしめる、こういう形で計画を進めておるわけでございます。大体二十八會計年度の下期、本年三月までの状況から申しますと、既定の計画を遂行し得るといふふうな考へておるわけでございます。ただ輸入食糧につきましては、先般も二十九年度におきます外貨予算と関連していろいろ新聞の紙上にも数量が出ておるわけでございますが、我々としたしましては、この点につきましてはまだ目下いろいろ細目は検討いたしておるが、二十九會計年度におきます到着の百四十五万石はこれは確保できる。ただ二十八年度に買付けた二十九年度にずれに到着するものが相当ございまして、同時に二十九會計年度末、つまり三十年の四月以降にずれ込むものもあるわけでございます。その両者を考へまして、計画といたしましては、到着を考へて、到着は既定計画通りにいたしますが、外貨予算の買付方法としては、そこに最近の外国の食糧事情と関連いたしまして、買付の時期等につきまして変更訂正する余地はあつた、こういうふうな考へておるわけでありまして。

○野澤勝君 こういふお話は、もうすでに三百萬石の輸入計画などを立てる当初から絶えず問はないと言つて来ておることなんでしょう、もう政府の言ふことに対して、私は實際遺憾ながら信頼しかねておるわけなんです。政府の信頼のないといふことは、國民の危機

だと思つてゐる。特に最近のような汚職、疑獄のこういふ事件が連発すれば、政府の言うことなどはより一層信頼がでない。だから大臣の言うことを聞くよりは、あなたの方がまだ正直だと思つて、私はあなたに聞いておる。ところが今のお話では、百五、六十万トンの輸入を確保できる。それは予定期日の通りには行かんか知らんが、年度、或いは時期が少しずれるかも知れない、併しそれは間違ひはないというよふなことを言つておるが、實際問題としてすでに六百万石近くの食糧不足を見越しての一応の案を立てられまして、更にそれを成るべく幅を狭めるために供出に努力をされておるが、今御答弁のありましたごとく、国内の供出状況なども予定通りに行かない。状態なんです。そういうときに、今のような大幅に輸入を減じて、それで操作ができるという見込みなんです。か若し操作ができるとすれば、一人一人当りどのくらいな配給量を確保して行くという予定なんです。更にこの米食と粉食並びに麦食、これらをどういうふうにして行くつもりなのか。そういう最後の最後まで最悪の事態に処する食糧の配給行政に対する見解を持つていられると思ひますが、第一次でも、第二次でも結構ですから、この際、発表して下さい。

○政府委員(前谷重夫君) 外米の輸入につきましては、先ほど申し上げましたように、今年度におきます到着といひましては百十四万五千トンのこの予算で御審議願つておきます計画を達成できるというふうな考へておるわけでございます。ただこの到着は、先ほど申し上げましたように、二十八年

度を買付けましたもので二十九會計年度にずれ込みますものが三十六万トン程度でございます。従ひまして、このずれ込みと、年度内に外貨がつかまらずにそれから年度内に到着するものを見込を立てまして、百十四万五千トンは、これは確保できる、こういう見通しを立てておるわけでございます。ただ外貨の場合におきましては、買付の關係でございまして、本年度において幾ら買付けるかといふことは、明年度の四月以降に幾らされるかといふ、いわゆるスリッページとの関連性において外貨の状態が異なりますので、到着ペースとそれから買付ペースとはそこに違ひがあるわけでございます。我々としては飽くまでも食糧供給の建前からいたしまして到着ペースを以て考へておりますので、この到着ペースによりまして輸入計画は、これは達成し得るというふうな考へておるわけでございます。それから配給量の点につきましては、二十九年度産米の作況がまだ全然わからないわけでございますが、二十九年度、つまり本年の十月末までにおきましては、現在の消費地におきましては十五日の配給はこれを確保して参りたい、又、内地米につきましては、御指摘のように、まだ目標に達しておりませんが、各府県の当局に御協力を願ひ、そして大体今の各府県との打合せにおきましては、各府県別に供出と申しますか、集荷と申しますか、その供給の面を計画いたしましたして、それから需給の面とも噛み合せをいたしまして、現在におきましては各府県に一定の買収の目標を示しまして需給計画を組んでおるわけでございます。

○野澤勝君 ところで前谷さんにお伺いするのですが、あなたの何と言ひますか、大きな柱と言ひますか、考え方は、それは結構ですが、私の言ひのはさういふ意味じゃないのです。あなたのほうは今やはりM.S.A.の協定によつて大体一千万ドルの余剰米、余剰米と言ひますか、余剰農産物が約束されておるといふよふなことで、食糧行政に対する安心感が出て来たのじゃないかと思ひます。私は、それは非常に不安だと思

は、先ほど申し上げましたように、府県当局とそれと目標額をきめまして、そうして府県当局におきましてもこれらの買入れにつきまして、府県の需給とも非常に関連がりますので、責任を以て一つ遂行するようにお願いをいたしておるわけでございます。現状は目標額に行つておりませんが、過去におきましては三月以降におきまして百万石以上の買入れがあるわけでございますので、是非一つ今後府県の当局及び農業団体等にも御協力を得てこの計画達成に努めたいというふうな考へておるわけでございます。

り点について先ほど長官は、今までの分を踏襲して行くことはできると思ふ。そのほかに、米食のほかは粉食乃至は麦食等々を奨励してこの欠陥を補つて行くつもりである、こういうお話をさせていただきますが、これ又、麦のほうにおきましては御承知のごとくなか／＼消化が困難のようであります。そこへ持つて行つて今日、麦の精麦工場などは開店休業の状態です。こういうことをしたのでは、いざ何かのシヨックがあつた場合に、大きく食糧行政が大混乱を起すと思つてございませう。で、アメリカから来るMSAの農産物一千万ドルの問題も、余剰米であるから大体大丈夫とは思いますが、これもなかなか容易でない。併しそれが来ても日本の食糧供給は私は解決したとは言えないと思つてございませう。そういうような点について一休、長官はもつと具体的に、例えば補給金の問題はこういうふうな努力はしたけれども、こういう見解であるから、この程度で取めたい。更に主食、米食の問題について不安がある場合は、粉食、麦食をやるけれども、それは特に今のところ麦食等におけるところの工場は開店休業で潰れそなつておる、こういう事態に対してはどういう手を打つて食糧行政の欠陥を補つて行くつもりであるというようなことの安心感を、この際一つお示し願ひたいと思つております。

年度におきましては百四十五万六千トンと予定いたしましたわけでございますが、これは昨年の不作の関係でございます。まして、本年が平均に参りますればこの百四十五万五千トンで需給関係におきましては不安がないわけでございますが、輸入補給金の減少は主として単価の減少でございます。大麥等におきましては、昨年の八十五万トンに対して本年は百三万トンというふうな増加の輸入を計画いたしておるわけでございますが、全体的に肉體的な市価が下りましたために、その関連上からいたしまして補給金が不必要になつたわけでございます。特に小麥等におきましては、昨年度におきましては補給金を必要としたわけでございますが、二十九年度におきましてはむしろ米の補給金の一部を持ち得るといふふうな形になつておるわけでございます。従いまして補給金の面につきましては既定の計画を遂行し得るのには不足はないといふふうな考へておるわけでございます。また、輸入の状況は、我々といひましたも当初計画いたしました百五十万トンを遂行できるというふうな考へておるわけは、三月までにおきまして大体百十萬トンの輸入の目安が付いておるわけですので、四月以降十月までの間にはその残量を輸入し得られますと予定の需給計画が達成し得ると、こういうふうな考へておるわけでございます。

きましては或る程度消費が頭打ちするといふのは従前の傾向でございます。四月以降におきまして精麥等がだんだん消費が伸びる。又、製粉等におきましては、相当の消費が夏場から秋にかけての消費が増加する。従来の実績を振り返つてみまするとそういう傾向を辿つておるわけでございます。二十八年度と二十七年度と比較いたしますと、精麥等も十数万トンの消費増になつておるわけは、又、製粉等においてもほぼ同様のものが具体的な実績において消費が増加いたしております。

従いましてこの傾向を十分助長をいたして参りたいといふふうな考へておりますが、具体的な各それ／＼の企業につきましても、我々といひましたもこれが重要な食糧に関係いたしております。限りの助力はいたして参りたい。特に食糧庁といたしましては、原料の私下げ等につきましても、工場の実態に即しまして、消費の実態に即しまして、そういう私下げの数量等も考へて参つておるわけでございます。できる限りこれに参ります助長と申しますか応援を考へて参りたいという工合に考へておるわけでございます。

食等の問題に対する関連の御意見でございますが、需要者に強制的にこれを食を食わなければならぬといふことは言えないといふことをおしやつておりますが、それは私もそらだと思つております。併し今日、主婦会あたりが中心になりまして、或いは婦人団体あたりが中心になり、或いはその他いろいろの食糧問題に心配を持つておる方々が心配をいたしまして、むしろ米の値上げといふことに反対するのと同じに、食生活の改善運動といふものも、電車のピラ、ボスター等でも／＼見るのでございませう。私はこの自発的にやつておる婦人の方々には非常に敬意を表す。我々も感謝するのでございませうが、下からこういう運動が燃え上つておるときに、この際こそ相呼応してこの認識の強化に努めなければならぬと思つております。こういう点について長官はこの事業団体と一層相談をいたしまして、食糧問題に対して不安のないように、不安であるといふことはやはり米価の値上げといふようなことに又ならんとも限らん。だからそういうような点を考へ参つて、今後具体的にそれらと連関を持つてやる気があるかどうか、この点が一つ。

それからも一つは、今この麦食或いは粉食等についても万遺憾なく助長して行くつもりだと、こういうことで、開発銀行などの利用度を見ますると、農村関係に対する利用度が非常に少ない。特定の重要産業といひましたら、そういう方面に利用され、農村方面に対する利用度が非常に少ないのはどういふわけか。私は更に特に麦などについても徹底的に奨励するならば、麦の優秀なる加工工場などを作るために、この方面に対する枠を、開発銀行あたりから農林省の事業に対する枠を私は懸念して然るべきものだと思つて、これに対する見解はどうか。

それから主計局長次長に対する質問といたしましては、一休、補給金を少くしてこれ以後の食糧行政に対する責任を負えるかどうか、この一点。これを一休お伺ひしておきたいと思つております。

○政府委員(前谷重夫君) 食生活改善につきましても、特に民間の団体におきましてそれ／＼機運が盛り上つておるから、それに対して協力する意思があるかといふことであります。勿論、私は食生活改善につきましても、民間のそういう盛り上る熱意によつてこれが達成されるものだというふうな考へておるわけでございます。で、最近におきましてこの食生活改善に関する各種の団体が集りまして、食生活の改善の団体もできたようでございます。この団体は最近におきまして、食生活改善につきましても、粉食を含んだ麦食につきましてもの展示会等もやつておるわけでございます。東京においても最近行われることだと思つております。こういう方面に對しましては、我々にはできる限りの応援をいたしておるわけでございます。御指摘のように、この食生活改善の問題は民間の御協力を願わなければ達成できない問題でございます。参りますから、そういう方向で一つ考へて参りたいといふふうな考へております。

それから開発銀行の問題につきましても、御承知のように開発銀行は、全体的に枠といふふうなものは、特定の産業を除いてはございません。併し、我々といひましたもこの開発銀行、それから中小企業金融公庫というものに対しては食料品工業と申しますか、そういうものにつきましてもの合理化等につきましても、それ／＼それを対象のものといひまして、融資の対象になり得るよう措置いたしておるわけ

でございますが、これは具体的に政府が決定して貸付けられるわけではないのでございまして、それ／＼金融的なベーンからいたしまして貸付けられるわけでございます。ただその対象品目といたしましては食料品工業もその中に入つておるわけでございます。ただこれは野澤先生も御承知のように、食料品工業は能力的には相当余つておると申しますか、能力的には現在の需要を十分充たし得る形になつております。その能力を増加するという面よりも、まあ合理化という面に主力を注いで行きたいという考え方で、現在までやつて参つたわけでございます。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申上ります。先ほど来、食糧の需給確保につきましては、いろいろ御指摘の点につきましては、私どもも同じように心配をいたしておるわけでございます。決して食糧問題を等閑に付し、補給金を予算を圧縮するために削つたというふうなことはないのであります。これはもう非常に重要な経費であることは申すまでもございませぬ。ただ昨年は大麥この災害、或いは冷害等の関係で国内の食糧関係は逼迫いたしておつたのでございまして、この点につきましては、私どもは食糧増産費等におきまして、二十九年度は或る程度の増額をいたしております。又、先ほど食糧庁長官からお話ございましたように、国内の食糧関係は非常に窮乏でございます。幸い海外の食糧関係は比較的私のほうに有利に展開いたしておつたような関係もございまして、輸入単価等の関係で食糧補給金が相当額減少を見ておるのであります。私どもはこの食糧の需給計画を作成いたします

につきましては、只今までいろいろお話のございましたように、国内の食糧の確保並びに粉食奨励その他の施策も併せ考えまして、この食生活改善等につきまして、或る程度の新しい補助金等も計上いたしたような次第であります。輸入食糧につきましては、諸般の情勢から或る程度の減少を見ておりますが、これは我が國の当面の食糧の需給を確保するために必要な最小限度のものは計上しておる、こういうふうに考へておるのであります。これによりましては食生活の確保に支障なきものと考へまして予算を提出しておる次第でございます。御了承を賜わりたいと存じます。

○野澤勝君 前介長官にもう一つだけお尋ねして打切るのでございしますが、一体、先ほど言ひ通り、開発銀行の農村工業その他農産加工等に対する融資が、如何にもその開発銀行の一方的な見解によつて処理されるようなふうな解釈しておるらしいのでございませぬ、私はそれは誤りだと思つております。私は開発銀行が、大体において重要産業の中の重要産業、私は超越した重要産業だと思つて、それに対していつも農産業というものは圧迫されておるのであります。開発銀行の融資の内容を見てござらぬさい。だからむしろこういう食糧危機の不安を解消するためにも、私はこの加工に對するところの融資と申すことは徹底的にしなければならぬと思つておる。例えば私は予言しておきますけれども、この四月から来ると私は食糧の大きな問題が起つて来ると思つて、それは何といつても端境期になつてくればとんでもないことになるんですよ。だから、そういう点から考へて

も、万遺憾なきを期するには、皆、産業関係人、例えば農民に対する食糧増産に對する熱意、それから加工業者の協力、こういうのが全体において一貫して行かなければ食糧の危機を切抜けることはできないと考へておるのであります。でありますから、お互いが食糧の行政に對してはよくわかつておるわけなんです。それだけに、心配する。この際、本委員会において強く要望のあるつたこの見解を、あなたから開発銀行に伝えてもらいたい。強く要望があるならば、開発銀行でも、農村方面からの特に要請があるならば考へる用意があると言つておるのです。そういうことを言つておるのに、こちらのほうから、この問題に對してまだ／＼と言つておるようなことでは、これは問題にならないので、そこで私はこの問題を本委員会を通して要望して置くのであります。それから、この点に對する御回答を願ひたい。

それからもう一点、食糧特別会計で何ほど各商社に今まで補つておつたか。この額をここで各商社ごとに示してもらいたい。この二点を一つお伺いしておきます。先ず最初に第一点に對するあなた達の御決意をお伺ひしたい。○政府委員(前谷重夫君) 只今御指摘のように、我々といつたしましては、米を配合せまして主食の需給をいたしておるわけでございます。米の場合におきましては、大体原形で、搗精すれば消費ができるわけでございますが、麦の場合におきましてはどうしても加工工程を経なければならぬ。この加工の状態がうまく参りませんと、食糧需給にも影響いたすわけでございます。この点につきましては、我々も從

来の能力等も考へまして、慎重に對処いたしておるわけでございますが、御指摘のような点につきましては、更に十分検討いたしまして、できるだけ努力いたしたいというふうな考へておるわけでございます。それから商社の問題は、実は私ちよつと御質問の趣旨がなれなかつたわけでございますが……○野澤勝君 いろいろことをお聞きすつたつもりだつたのです。例えば商社は、昨年末思惑をやつて損をしたわけです。結局その損失に對して食糧特別会計で埋めたということがあつたわけでありませぬ。併しそれはどういふ形で埋めたか、その点をお伺ひしたい。それが埋めたとするならば、どういふ商社に幾ら／＼出したかという点でございます。

計は御承知のように、買入、売却の會計でございます。商社に對して特別にそれを助成する或いは補助金を交付するといふふうなことはやつておらないわけでございます。商社の損失を食糧特別会計でカバーするといふふうなことはいたしておらないわけでございます。○野澤勝君 いろいろ場合はどうなんですか。勿論、食糧が商社に助成をするといふことはできないと思つておる。こういうことが伝えられておるのではないですか。例えば海外で買付けると、この時に商社を通しますね。商社を通しますよ、政府が直接商人じやないから。その買付けが比較的先高を見込んで御承知のごとく去年は買込んだわけですよ。そうして商社が全体において少し損をしたわけだね。そのときに

比較的高いものを日本政府では買入れた。その場合は私はあり得ると思つておる。そういう割合が高いものを買入れることはあり得ると思つておる。日本の食糧需給の関係から見ると、少しぐらい高いものを買入れたということはあり得ると思つておる。そういうことがあつたかどうかというのを私はお伺ひするのです。○政府委員(前谷重夫君) 食糧の買入につきましては大体二通りの方式をとつておるわけでございます。一つはタイとかビルマ等におきましては政府間におきまして数量、価格をきめる場合、それで米につきましては大部分の買入は政府間の貿易が主でございます。アメリカその他パキスタン等少數の國が政府間の契約によらないというものがございませぬし、又、麦につきましては大部分が政府間の取引によらないで自由で買付けられるわけでございます。買付をいたします場合におきましては、食糧庁におきまして入札を実施するわけでございます。入札を実施いたしまして、その入札によりまして買入を大体コミットいたしますと、それに基づきまして外貨の割当を受けるから現実に入れます場合には、到着いたしました場合におきまして、当初の契約で以て買入れなければならぬわけでございます。従いまして、一般民衆の場合におきましては入札制度をやつておるわけでございます。ただ入札制度はその時の市況を反映いたしまして、先高である場合があり先安である場合がある。これはまあ商社のほうの判断でございませぬが、大体政府間以外に入札制度をとつておるわけでございます。

比較的高いものを日本政府では買入れた。その場合は私はあり得ると思つておる。そういう割合が高いものを買入れることはあり得ると思つておる。日本の食糧需給の関係から見ると、少しぐらい高いものを買入れたということはあり得ると思つておる。そういうことがあつたかどうかというのを私はお伺ひするのです。○政府委員(前谷重夫君) 食糧の買入につきましては大体二通りの方式をとつておるわけでございます。一つはタイとかビルマ等におきましては政府間におきまして数量、価格をきめる場合、それで米につきましては大部分の買入は政府間の貿易が主でございます。アメリカその他パキスタン等少數の國が政府間の契約によらないというものがございませぬし、又、麦につきましては大部分が政府間の取引によらないで自由で買付けられるわけでございます。買付をいたします場合におきましては、食糧庁におきまして入札を実施するわけでございます。入札を実施いたしまして、その入札によりまして買入を大体コミットいたしますと、それに基づきまして外貨の割当を受けるから現実に入れます場合には、到着いたしました場合におきまして、当初の契約で以て買入れなければならぬわけでございます。従いまして、一般民衆の場合におきましては入札制度をやつておるわけでございます。ただ入札制度はその時の市況を反映いたしまして、先高である場合があり先安である場合がある。これはまあ商社のほうの判断でございませぬが、大体政府間以外に入札制度をとつておるわけでございます。

○野澤勝君 今日日本会議もあるようでありますし、あとで農業共済再保険の方の關係もありますので、そのときに併せて閉連して質問することにいたしましたして、一応質問を終ります。

○堀木録三君 前谷君に一つ伺いたいことがある。それはまあ民間に代用食についての非常に協力関係ができた。それが厚生省及び農林省関係でおのおの出た来たということについて、無論おのの使命はあるだろうが、国民に向つて運動を展開するときには、両省が一つのごとき見解で以て行くべきであるという点について、両省の協力関係がどうなつておるかということが一つ。それから彼らが運動するときが一番問題になるのは、代用食が値が上つてしまふということ。これじや獎勵も養もなくなつて来る、現に「うどん」なんか最近上つておる。そういう問題について農林省はどう考へるか。農林省関係は価格問題に對して僕は非常に鈍感な気がするんですが、そういう点についてどういふ方策をとつておられるか。その二点だけをお聞きしておきたいと思ふ。

○政府委員(前谷重夫君) 第一点の食生活に關する団体の關係でございますが、我々も食糧の生産、消費という面からいたしまして食生活を改善して参りたい。厚生省におきましては栄養改善という建前から、そういう問題を取上げておられたようでございます。現在我々が進めて参りました団体ができ上つたわけでございますが、厚生省におきましてはその団体をお考えになつておつたようでございますので、我々から厚生省のほうに連絡をとります。

して、大体その目的なり内容が同じなれば合一いたしたい、これは堀木先生も御承知のように、いろいろ役所の所管がございしますが、そういう問題には我々としては余り拘泥しないで、必要があれば共同で監督しても結構でございますから、まあそういう形で進めて参りたいという趣意を厚生省と話しております。ただその厚生省におきましては狙いが、全然別な形で以て別個の団体が成立するほうが、よりいいということでございますが、よりいいという事業なり或いは又その事業を実施する場合の連絡等については、十分密接に連絡してやつて参りたい。こういうことで厚生省のほうに申入れいたしました。そういう二重になる、或いは又役所の繩張りのな感じから一般の食生活の焦点がぼけるということがないようにつながりたしておる次第でございます。

それから価格につきましては、御承知のように全体的な価格につきましては統制はいたしてございせんが、実は我々主食につきましては、米につきましては現在の統制を續けておるわけでございますが、麦につきましては間接統制をいたしてございせんが、価格水準も支那につきましては現在まで予定した通りの価格水準で抑え得たと思つております。小麦粉につきましては大体買入価格、希渡価格を決定いたしました。当時に想定いたしました価格水準で抑え上げておる。例えば小麦粉につきましては上げますと、二十二キロ一袋で普通粉でございます。買入、希却価格を決定いたしました。千四百円と千五百円に抑えておつたのでございしますが、現在は千五百円前後だと思

います。そういう面では、第一次製品としての価格は抑えて参るわけでございますが、第二次製品でございます。パン、うどん或いは精麦といふふうなものについては、これは直接的に価格統制はやつておりません。併し我々としては、この価格が上がることで、相当一般食生活なり家庭にも影響いたしますので、各府県と連絡いたしまして、東京の例をとつて申しますと、先ず第一に精麦につきましては標準的な制度を適用いたしておる。これにつきましては、政府から、その原料を政府が予定した価格で数量的に政府が責任を持つという形におきまして、例えば精麦について言いますと、五十五円というので、標準店に對してはそれを原料的に確保してやる。それでこの運動が東京都から始まりまして、大体十県程度にまで進んでおります。同時に、うどんにつきましては、これはうどんの種類がいろいろございせんが、うどんだけの場合は手が着きませんが、うどんだけの場合におきまして、そういう制度を進めて参りたいというので、一部分実施いたしておるわけでございますが、そのほかの労賃の問題とか或いはそのほかの価格関係が非常に影響いたしておるわけでございます。パンについては申し上げますと、例えばパンの原料に占める割合というものは半分以下でございます。それ以上のものが他原料或いは労賃関係によつて影響される分が多いためでございますが、パンにつきましても、何か原料を確保することによつて、原料面からの入手不足或いは価格高騰による製品価格の騰貴は抑えて参りたいという考え方をとつて、標準

店方式というものを精麦から始めて各物資に進めて参りたいという考え方をしておるわけでございます。

○堀木録三君 もう一言だけ、結局無論あなたのは直接統制をしていられないことは万々承知しておるのだが、世界的に麦だとか、米が下つておるときに、日本だけなんですね、その製品が上つておるといふのは、実に滑稽な現象である。而も農林省は食糧特別会計を通じて大量のものを買つておる。そういう点について、私は非常に農林省自身が努力せられたあととあるが、一層価格問題についてはそのとき／＼の操作について敏感にやつて頂きたい。どうもその点が非常に敏感さが足りないのじやないか。又或る意味においては不当の利益を上げようとする者については、私はこの運動の矢先に立つて不当の利益を得ようとするような者については取締の対象にもなるという点について特に御注意を願いたい、こう思ふのです。

○委員長(大矢半次郎君) ほかに御発言もありませんが、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もありませんが、討論は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もありませんが、討論は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと思つて、それではこれより採決に入ります。食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと思つて、それではこれより採決に入ります。食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと思つて、それではこれより採決に入ります。食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願いたいと思ひます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

- 藤野 繁雄 小林 政夫
- 土田国太郎 青柳 秀夫
- 三木與吉郎 岡崎 眞一
- 成瀬 晴治 木内 四郎
- 野溝 勝 白井 勇
- 東 隆 安井 謙
- 堀木 鎌三 前田 久吉

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を起して。暫時休憩いたします。

午後四時七分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた。〕